

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)修了考查試験問題

受験番号	氏名

◎注意事項

1. 解答は各問題とも一つです。二つ以上記入した場合は0点となります。
2. 解答は必ず回答票に記入して下さい。
3. 試験問題に記入した場合は、採点の対象にならないので注意して下さい。
4. 修正する場合は消しゴムで完全に消してから再度記入して下さい。
5. 試験問題の持ち帰りは厳禁します。持ち帰った場合は採点しません。
6. 試験問題の内容についての質問には応じません。
7. 不正行為があった場合は、直ちに退場してもらいます。

【一般】第1章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ② 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。
- ③ 2005(平成17)年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- ④ 1975(昭和50)年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。

2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒライトの2鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告されているが、日本では建材中に存在が確認された報告はない。
- ② 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の一部の総称である。
- ③ 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- ④ 厚生労働省通達では、石綿を「纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。

3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ② 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
- ③ 石綿累積ばく露量(石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間)と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ④ 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じことから始まり、咳や痰を伴うことが多い。

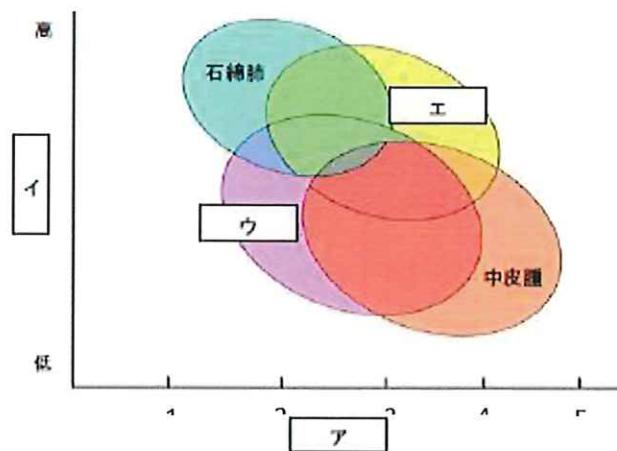
4 下図は、石綿ばく露と石綿関連疾患の発症に関するものである。選択肢①、②、③、④は、図中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ア) 石綿ばく露年数
① イ) 石綿ばく露量
ウ) 肺がん
エ) 胸膜plaーク

- ア) 石綿ばく露年数
② イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜plaーク
エ) 肺がん

- ア) 潜伏期間(年)
③ イ) 石綿ばく露量
ウ) 胸膜plaーク
エ) 肺がん

- ア) 潜伏期間(年)
④ イ) 石綿濃度
ウ) 胸膜plaーク
エ) 肺がん



【一般】第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なもの選びなさい。

- ① 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。
- ② 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。
- ④ 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。

2 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ア) 請負代金の額500万円(税込)以上
 - イ) 請負代金の額1億円(税込)以上
 - ウ) 建築物の床面積の合計100m²以上
 - エ) 建築物の床面積の合計500m²以上
- ② ア) 建築物の床面積の合計100m²以上
 - イ) 建築物の床面積の合計500m²以上
 - ウ) 請負代金の額500万円(税込)以上
 - エ) 請負代金の額1億円(税込)以上
- ③ ア) 建築物の床面積の合計80m²以上
 - イ) 建築物の床面積の合計500m²以上
 - ウ) 請負代金の額500万円(税込)以上
 - エ) 請負代金の額1億円(税込)以上
- ④ ア) 請負代金の額500万円(税込)以上
 - イ) 請負代金の額1億円(税込)以上
 - ウ) 建築物の床面積の合計80m²以上
 - エ) 建築物の床面積の合計500m²以上

No	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ

3 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理の目標は、社会、文化、倫理、政治、法律について考慮しながら、リスクを減らしたり、未然に防止するための科学的に妥当で費用対効果の優れた一連の行動を実施することである。」と定義している。
- ② 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
 - ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。

米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである。」と定義している。

4 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- ② 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- ③ 調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
- ④ 石綿に関する情報と措置技術は日々新しくなっており、石綿含有建材調査者には常に情報収集の努力が必要である。

【一般】第3章 石綿含有建材の建築図面調査

1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なもの選びなさい。

- ① 建築基準法において「階段及び構造上重要ではない局部的な小階段、屋外階段」は、建築物の主要構造部である。
- ② 建築基準法において「柱(造上重要ではない間柱、附け柱を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 建築基準法において「床(構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「壁(構造上重要ではない間仕切壁を除く)」は、建築物の主要構造部である。

2 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切ものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ② 建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- ③ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ④ 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

3 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切ものを選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ② 昇降機のシャフト(昇降路)には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ③ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機にエレベーター」は含まれる。
- ④ 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。

4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。
スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、プレースなどの箇所に石綿繊維を結ぶ。
合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- ③ レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある
- ④ 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。

5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたRC構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
アメリカモンタナ州リビー鉱山(1990年に操業停止)産バーミキュライトは、石綿には定義されていないが、アモサイトに近いワインチャイト、リヒテライトという角閃石系の繊維状鉱物を含有しており、健康障害が報告されている。
- ③ 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繫ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)がある。
- ④ 1954(昭和29年)以前は輸入材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。

6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ② 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。
- ③ レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかつているが、メーカーによっては廃棄などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ④ 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。

7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961年から2004年である。
- ② 石綿含有スラグセッコウ板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ③ レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ビニル床タイルの製造時期は、1952年から1987年である。
- ④ 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめてもよい。

8 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- ② 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ③ 複合パネルは、表面をタイル模様に加工した押出成形セメント板の製品もある。
- ④ 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。

9 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがあるものではないが、これを破断せずに除去することが困難であるため、除去方法によっては含有する石綿が飛散するおそれがある。
- ② 建築用仕上塗材には、吹付け材と称されていた時期もあるため、耐火被覆などで使用されている吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウールと混同されることもあるが、内外装の表面仕上げ材に使用される塗装又は左官材料である。
- ③ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物の改修(再塗装)において、塗材に亀裂や部分的にはく離がない場合は、調査対象は建築用仕上塗材のみとなり、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする。
- ④ 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械(オイル漏れ防止)には使用されていない。

10 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- ② 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要である。
- ③ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らない。
- ④ 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある【2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

11 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ② 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ③ 建築物を建設するにあたり、担当官庁(建築指導課・消防署など)に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ④ 竣工図は、竣工時に設計図書(建築確認図を含む)を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。

12 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報は得られない。
- ② 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などの他、天井の裏側や梁と外壁との関係なども読み取ることが可能である。
- ③ 建築物の断面図において、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限など記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。
- ④ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことが多い。

13 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場で混入していたという情報である。ただし、

- ① 意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるので注意が必要である。
- ② 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」を活用できる。
- ③ 認定番号によりデータ照合する場合、認定番号が同じであれば、「石綿あり」のものと「石綿無し」のものが混在することはないと考えてよい。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

14 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ② 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ④ 網羅的調査(現地調査の準備)とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。

【一般】第4章 現地調査の実際と留意点

1 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なもの選びなさい。

- ① 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。
- ② 石綿含有建材調査者は、所有者などから得た情報に基づき、依頼者と作業内容などについて打ち合わせを行い、建築物名、所在地、調査要望日(可能日)、連絡方法、建築物の用途、建築図面の有無、立会い者の有無などを確認することが望ましい。
- ③ 大気汚染防止法においては、調査結果を発注者へ書面で報告する必要はない。
- ④ 現地調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

2 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切ものを選びなさい。

- ① 事前調査で使用する調査用品には、霧吹き、温潤器、カメラ、ホワイトボード、ヘッドライト、懐中電灯、試料採取用密閉袋(チャック付きポリ袋)、粘着テープ、ハンマーなどの工具、ちり取りセット等がある。
- ② 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バーエル、ハンマー、ペビーサンダーなどが必要となる。
- ③ 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- ④ 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないでの、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。

3 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切ものを選びなさい。

- ① 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。
- ② 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
- ③ 現地調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- ④ 現地調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。

4 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。
- ② 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。
- ③ 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- ④ 石綿含有建材調査者の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6ヶ月以内ごとに1回」、定期に医師による健康診断を受けなければならない。

5 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ② 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ③ 調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については現地調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- ④ 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。

6 写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。
- ② 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。



7 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- ② 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、完成したものの不均一性を十分考慮する必要がある。
- ③ 書面調査及び現地調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかつたものについては分析を行う必要がある。
- ④ 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。

8 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 煙突用断熱材の断熱層は全て、「煙道側」にある。
- ② 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、3箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ③ 成形保温材と成形保温材のつなぎ目に不定形保温材を使用する場合があり、不定形保温材は成形保温材に比べて石綿含有期間が長いため、試料採取にあたっては、成形保温材と成形保温材のつなぎ目を貫通して試料を採取する。
- ④ 保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があり、表層部に接触している保温材の材質(石綿を含め)が変化している可能性がため、このような箇所からの試料採取は避ける。

9 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし(劣化が見られない)」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
- ② 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくすため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- ③ 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- ④ 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついでへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりがない状態の場合は、「劣化なし(劣化が見られない)」と判定する。

10 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- ② 現地調査において、ある学校の教室の天井に吹付け石綿が使用されており、紙飛行機が石綿層に突き刺さっているが、付着力にも問題なく、平面状況もボールなどの痕はあるものの比較的きれいだった。このような状況は「劣化なし(劣化が見られない)」と判定する。
- ③ 現地調査において、「やや劣化(一部劣化状態)と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。

11 次の写真は、使用されている建材の劣化の状況を判定したものである。
判定について、正しい組み合わせを選びなさい。

ア 判定:劣化



写真の状況:面的な状況はよいが、振動などによる筋状の呼吸作用の痕が見られる。

ウ 判定:劣化なし



写真の状況:劣化なし。

イ 判定:やや劣化



写真の状況:折板屋根において、気温や風圧による折板屋根の収縮や振動での脱落が見られる。

エ 判定:劣化



写真の状況:吹き放し工法であり、セメントスラリーもなく脱落箇所がある。

- ① イ、エ
- ② ウ、エ
- ③ ア、ウ
- ④ ア、エ

12 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法1(X線回折分析法)は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率(%)を求める方法である。
- ② アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法2(X線回析分析法・位相差分散顕微鏡法)は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率(%)を求める方法である。
- ③ 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ④ 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。

13 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 定性分析の方法として、「定性分析法1」、「定性分析法2」、「定性分析法3」の3種類がある。
- ② 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。
- ③ 定性分析方法3は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- ④ 定性分析方法1及び定性分析方法2は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- ② 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- ③ 定性分析方法2の分析結果の場合、添付されたチャートに(日時表記も含めて)疑問や違和感はないかを確認する。
- ④ 定性分析方法2の結果の場合、バーミキュライト吹付け材は塩化カリウム処理の方法で行われたのかを確認する。

【一般】第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

1 「現地調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
③ 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。
- ④ 建築物の概要の確認済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。

2 「現地調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
- ③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- ④ 現地調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。

3 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ② 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録しなければならない。
- ③ 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに現地調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ④ 現地調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

4 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知

- ① 識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ③ 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- ④ 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。